

地域医療派遣技師規程

(総則)

第1条

この規定は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下、「本会」という）が、本会公益事業の一環として地方自治体等から委託を受けて派遣する診療放射線技師（以下、「派遣技師」という）の資格要件・選任および報酬等に関して定める。

(派遣技師の選任)

第2条

運営委員会は、本会に所属する診療放射線技師の中から夜間ならびに休日診療所（千葉市休日救急診療所・市川市急病診療所・我孫子市休日診療所・千葉市夜間応急診療）において、放射線撮影業務に従事することを希望する派遣技師を募り、名簿を作成し、この名簿に基づき派遣先ごとに派遣技師を選任する。

(資格要件)

第3条

派遣技師は次に定める資格要件を満たすこと。

1. 共通事項

- (1) 本会の正会員であること。
- (2) 公益社団法人 日本診療放射線技師会（以下、「日放技」という）の正会員であること。ただし、本規定発効時すでに派遣技師業務に従事している者を除く。
- (3) 診療放射線技師として2年間以上の実務経験があること。
- (4) 診療放射線技師の業務に現に従事していること。ただし、本規定発効時にすでに派遣技師業務に従事している者を除く。
- (5) 本会ならびに日放技の会費の滞納がないこと。
- (6) 本会主催または共催の行事に少なくとも年1回以上は参加していること。

2. 千葉市夜間応急診療勤務について

- (1) 救急撮影業務に従事した実務経験があること。
- (2) CT装置を用いた検査の経験があること。
- (3) 本会会員で5年以上診療放射線技師実務経験のある診療放射線技師3人の推薦状の提出がある者。
- (4) 新規の派遣技師は、撮影業務に着手する前に1回以上派遣予定施設を見学し業務内容を確認するとともに、初回の勤務日には補助員を配置し撮影業務に当たること。

3. 市川市急病診療所、我孫子市休日診療所について

- (1) 救急撮影業務に従事した実務経験があること。

- (2) 本会会員で5年以上診療放射線技師実務経験のある診療放射線技師3人の推薦状の提出がある者。
- (3) 新規の派遣技師は、撮影業務に着手する前に1回以上派遣予定施設を見学し業務内容を確認するとともに、初回の勤務日には補助員を配置し撮影業務に当たること。

(補助員)

第4条

1. 補助員は担当理事が選任する。
2. 補助員は初回勤務者の業務開始時に立ち合い、円滑に業務が遂行できるように終業まで留意し、適切に指導すること。

(研修会の受講)

第5条

再登録派遣技師および運営委員会が再教育の必要性を認める派遣技師に対しては、研修会の受講を命じることがある。

(報酬)

第6条

報酬は会計規程に準ずる。

(登録取消)

第7条

運営委員会は、派遣技師が第3条に定める資格要件を喪失または派遣技師にふさわしくない言動や行いがあるときは、登録を取り消すことができる。登録を取り消された派遣技師は派遣先において撮影業務をすることができない。登録を取り消した派遣技師に対しては取り消し理由を告知する。

(その他)

第8条

本規定が、本会と委託先との委託契約で定める事項に抵触する場合は、委託契約が優先される。

平成30年4月1日制定同日施行